

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和5年4月1日 現在

地方公共団体名		条例名	施行日	条例の内容												
				基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								民間支援団体に対する援助
								相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	
都道府県	市区町村															
群馬県	前橋市	前橋市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	高崎市	高崎市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	渋川市	渋川市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	藤岡市	藤岡市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	安中市	安中市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-
群馬県	上野村	上野村犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-
群馬県	神流町	神流町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
群馬県	千代田町	千代田町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○
群馬県	大泉町	大泉町犯罪被害者等支援条例	令和2年6月17日	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	○

(注) 「条例名」欄の「※」は、特化条例には当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。